

## 広島県環境影響評価技術審査会第一部会議事録

- 1 日 時 : 平成15年2月14日(金) 10:00~12:10
- 2 場 所 : 広島市中区基町10番52号  
県庁北館2階 第2会議室
- 3 出席者 : 中川部会長, 大竹部会長代理, 今岡委員, 林委員, 原田委員
- 4 議 題 : 広島空港アクセス鉄道整備事業環境影響評価方法書に対する審査について
- 5 配付資料 : 広島空港アクセス鉄道整備事業環境影響評価方法書に対する審査書
- 6 担当部署 : 広島県環境生活部環境局環境創造総室環境調整室環境影響評価グループ  
TEL(082)513-2925
- 7 会議の内容 :

部会長の議事進行により議事が開始された。

事務局から、事業概要、住民意見等の説明の後、質疑応答が行われた。

(委員) 過去の事業で、地下水に影響があった事例はあるか。

(事務局) 今のところ把握しているものは、特にありません。

(委員) 温泉があるということであるが、泉源はどこにあるのか。

(事務局) 対象事業実施区域が主要地方道広島空港線と交差する地点で、広島空港の北側に差し掛かったところで東にカーブする辺りです。

ルートによっては、温泉の泉源の真上を通ることもありうることから、温泉への影響を考える必要があると考えております。

(委員) 鉄道供用後の車両から発生する汚水を心配する意見があるが、この汚水はどのようなものを指すのか。

(事務局) おそらく、車両のトイレからの汚水、いわゆる黄害を指しているものと思われます。

数年前までの車両には、トイレの汚水を撒き散らして走るものもありましたが、事務局で確認したところ、現在はそのような車両は走行していないことから、そういった面での影響はないものと考えております。

(委員) 騒音・振動など、いろいろな住民意見が出ているが、意見書の番号が住民意見の優先順位を表しているのか。

(事務局) 環境影響評価の項目の並びであり、優先順位ではありません。

(委員) 住民から特に優先して欲しいと言われている意見はあるか。

(事務局) 意見を提出された方に直接聴取りを行ったものではありませんが、関係市町長の意見も含めて総合的に考えてみると、地下水や騒音・振動などについて、特に心配されているよ

うに思われます。

引き続き、県知事への答申（案）となる「知事意見に盛込むべき事項」について、審議が行われた。

（委員） 複数ルート案の検討に基づき事業決定をすることとしているが、方法書の中で、複数ルート案を提示して検討結果を述べるというところまで要求しているのか。

（事務局） 環境影響評価法が目指しているところは、複数案の検討を行ってその環境影響の結果を事業計画の決定に反映させることです。

しなしながら、現実的には環境アセスメントを行う段階における事業熟度との兼合いもあり、事業自体の複数案を比較検討して事業計画を決定したような事例はほとんどなく、そこまでのレベルに限定して事業者に対応を求めることは難しいように思われます。

もう少し表現に幅を持たせるよう、工夫したいと思います。

（委員） 事前配慮に関する事項が、広島県環境影響評価条例の中にはあまり出てこないように思われるが、本来は、事業計画を策定する前に環境に配慮していただくことが、環境影響評価にとって一番大切であると考えられる。

通常のアセスであれば事業計画が定まってから環境影響評価が行われることになるので、この度の案件が事業計画が定まらない段階でのアセスとなれば、非常におもしろいケースになると考えられる。

しかしながら、複数案のルート検討を知事意見で述べておいて、準備書・評価書で複数ルート案の検討結果が出てこなければ、問題となるのではないか。

この度の審査では、必ず複数のルート案を検討するように意見を述べるのか、また、事業計画が定まっていく検討過程やその理由を述べれば良いという方向で意見を述べるのか、はっきりさせておく必要がある。

（事務局） アセスの理想を追求すれば、事業計画の早い段階において事業計画自体の複数案を比較検討し、その環境影響評価の結果を事業計画の決定に反映させるということになりますが、実際にそこまで厳格に具体的な検討を行った事例については、承知していません。

現実的には、環境保全対象に及ぼす環境影響の程度等に応じて、線形等をふったり、一部区間の工法を変えたりするものが主なものと思われます。

この事業においても、ルートがはっきりしていないといいながら、500m幅でのルートは定まっていることから、実際にはこの範囲内で具体的なルートが検討されることとなり、これを複数案の検討と呼ぶことには難があるように思われます。

とりわけこの度の案件では、列車の登坂能力によってほぼ線形が決まっている中での微妙な触れ幅のルート検討が行われるものと思います。

複数案を検討することと限定して意見を述べることは、事業者の対応に支障を生じるため、委員の御指摘を踏まえ、適切な表現に修正します。

（委員） 過去にもこのような表現があったのですか。

（事務局） 既にこのような表現で意見を述べた例はあります。

複数の案について検討を行った例としては、焼却施設の設置に係るアセスに際して複数案を検討した事例がありますが、事業計画そのものについて複数案を検討したものではありません。

く、環境保全措置について複数案を検討したものです。

本案件については、既に対象事業実施区域が一定の範囲で定められていることから、現実的にはこのゾーンの中で環境影響が少なくなるよう、事業者が具体的に路線を検討することになることから、その過程をアセス図書において明らかにするよう意見を述べるべきものと考えます。

(委員) 粉じんについては、工事中の一過性の影響と、供用後の影響が考えられると思われるが、今回は工事中の影響を対象としているのか。

(事務局) 資料の7ページに、事業者が選定した環境影響評価項目の一覧表を載せております。

この方法書では、事業者が事業特性を踏まえ工事中の粉じんを対象として選定しているものです。

(委員) 凍結時のスリップ防止のために砂を撒くなどすると聞いているが、粉じんの影響があるということはないか。

(事務局) その点については、事業者へ確認してみます。

(委員) 12ページの地域特性に関する調査結果の中で、平成6年度の騒音の調査結果を参考としているが、データが古いのではないか。

(事務局) 周辺地域における騒音の既存データはこれしかなく、これが最新データとなります。

なお、このデータは旧環境基準の結果なので、現在の測定手法とは異なり、そのまま比較することはできないものです。

なお、今後事業者は、この手続きの中で、現地で騒音調査を行うこととしています。

(委員) 住民の方からの苦情対応についてはどうされるのか。

(事務局) 今後準備書等の中で、事業者は環境保全対策を記述していくこととなりますが、通常、工事時の対策としては、「工事に関する苦情等があれば、事業者が窓口となり、誠心誠意対応する。」というような対応方針が示されているところです。

(委員) 方法書の段階で、容認できる基準等を示すことはできないのか。

(事務局) 大気汚染防止法などの個別法で定められる基準はもちろん遵守する必要があり、また行政目標である環境基準についても合致するように環境保全対策等の導入を促しているところです。

環境アセスメントの考え方としては、審査側が示した基準を守れば良いですよというのではなく、いかに事業者から最善の努力をひきだして環境影響を低減させるのかということが要点となっております。

例えば、13ページには「会話障害等の生活環境における視点からの評価を併せて行うこと」といった表現がありますが、これは環境基準が家の外での影響を評価するのに対して、もう一步踏みこんで家の中における影響についても検討を行うことで、より良い対策を事業者からひきだしていくことを狙っているものです。

環境影響評価法は事業に許認可を与える規制法と違い、それ自身で基準に適合しないからダメというのではなく、環境影響が極力低減されるよう、適切な対応を事業者からひきだしていく又は共に考えていくための手続き法として位置付けられるものです。

(委員) この鉄道には、踏み切りはできないのか。

(事務局) 現在の事業熟度では、その辺はまだ明確になっておりません。

もし仮に踏み切りができるとすれば、グリュネン入野付近が想定されます。

(委員) 以前計画されていたリニア鉄道に係る方法書を検討した際、何か振動で問題となったことがあったか。

(事務局) リニア鉄道は浮上して走行するので、騒音・振動は特に問題にはなりませんでした。

リニア鉄道独特の問題としては電磁波の問題があげられ、また、この事業ではオオタカなどの貴重動植物が確認されたことから、これらが主だったポイントとなりました。

(委員) 温泉に関して意見が出ているが、どのように評価していくのか。

(事務局) 地下水の項目の中で検討を行うことになります。

(委員) 意見素案のどの部分に該当するのか。

(事務局) 19ページの地下水に係る意見素案の上から二つ目のところの「地下水を飲用に利用する住居など」の「など」というところに含めたものです。

(委員) この表現では、意見を受けた者が理解できないのではないか。

(事務局) 「など」で地下水の全般について表現しようとしたところですが、温泉については、関係市町意見でも述べられており、温泉の泉源とわかるように記述を修正します。

(委員) 川とため池だと、ため池は水の入れ替わりが少ないため、一度影響があった場合は、修復が非常に難しく、環境影響の受け方に差があるが、この点はどのように取扱うのか。

(事務局) 川とため池では環境影響の受け方に違いがあるので、そういった特性を踏まえるよう、表現を修正したいと思います。

(委員) 「予測の時期は、工事に伴う水の濁りが最大となる時期だけでなく、排出先の河川の流量又はため池の水量などを踏まえ、その影響が最大となる時期についても、併せて予測を行うこと。」という部分か。

(事務局) その部分を修正することで、御意見の趣旨を盛込めると思われます。

具体的には、同じため池でもその大きさにより環境影響の緩衝能力に差があることや、ため池と河川では閉鎖系と流動系の違いがあることなど、水の交換性といった事項を踏まえるよう、もう少し丁寧な表現としたいと思います。

(委員) 本案件は地下水が重要なポイントのひとつになると考えられるため、別途専門家の意見を聴くよう指示したが、その際、「知事意見に盛込むべき事項としては、現在の案で特段の過不足はないと考えられる。数カ所文言を修正などすれば、よりの確な意見になる。」との意見をいただいたようだが、文言の修正とは、具体的にどの部分を指すのか。

(事務局) 19ページの意見素案の下から4番目の「予測に当たっては、塩素イオン等の物質の収支に関する計算又は…」というところを「予測に当たっては、無機イオン等の量的挙動に関する解析又は…」と変更する。

同ページの下から2番目。「必要に応じて専門家の意見を聴くこと」というところを「必要に応じて地下水及び地質の専門家の意見を聴くこと」と変更する。

以上の2点を伺っております。

(委員) 無機イオンという表現だと、調査項目があいまいにならないか。

塩素イオン等の方が具体的でよいのではないか。

(委員) 変更の理由としては、「地下水の調査では、 $\text{Cl}^-$ 、 $\text{Na}^+$ 、 $\text{K}^+$ 、 $\text{Mg}^{2+}$ 、 $\text{Ca}^{2+}$ 、 $\text{CO}_4^{2-}$ 、 $\text{NO}_3^-$ 、 $\text{SO}_4^{2-}$ といった無機塩類のイオンや水位、電気導電率などを調査することにより、複数の地下水の関連性から地下水の挙動を解析することが一般的な手法となっており、その際、特に無機イオンが地下水を調査する際の一般的な指標となること。」から修正案を述べられているようである。

(委員) それだけの項目を調査するのか。

(事務局) 事業者からは、先ほど説明のあった項目を全て調査する計画にしていると聞いております。

事務局のたたき台で、塩素イオン( $\text{Cl}^-$ )等と表現していたのは、堰事業に係る地下水の標準手法の表現を引用したため、堰事業は主に海水の浸透に係る影響を想定していることから、このような表現になっているものです。

海水の影響を受けない内陸部では塩素イオンの収支は大きく変動しないと考えられ、無機イオンの量的変動を中心に解析していくことになるので、こちらの表現の方が適当であるという意見をいただきました。

(委員) 塩素イオン( $\text{Cl}^-$ )は地質により量が変化しにくいイオンであることから、内陸部では逆に汚染の指標とすることも可能である。

(委員) 19ページの上から4番目の意見素案の文中の「その影響が最大となる時期」の「その影響」とは何を示しているのか。

(事務局) 「トンネル湧水が最大となる時期」は地下水の元になる地下への浸透水が途中で抜けていることになり、地下水の量への影響も考えられることから、そういった時期を指して記載しているものです。

この部分については、説明が不足していることから表現を工夫したいと思います。

(委員) お願いする。

(委員) 基本的事項のところと同様の理由であるが、「路線ルートの変更」という直接的な表現についてはどのようにするのか。

(事務局) 適切な表現に改めたいと考えております。

(委員) 風の影響は評価しないのか。風の影響はそんなに考えられないのか。

(事務局) 風害は、他の自治体の条例で、高層建築物などについて影響が検討されている事例を聞きますが、この事業では特段の影響はないものと考えられます。

(委員) 動物については、移動するという特性を踏まえた視点が必要である。

具体的には、文献調査が行われた時点や現地調査の際に存在しなかった種であっても、その種にとってその地域が生息環境として好適な環境であれば、周辺の地域から移動してきて、将来的にはその地域に生息するという可能性があるため、幅広い視点での検討が求められるところである。

(事務局) 御意見の事項を盛り込むのに適当な箇所があれば、具体的に御教示いただけますか。

(委員) 24ページの上から4番目に、「現在存在するものだけでなく、将来存在する可能性のある動物も含めて」というニュアンスの表現を加えてはどうか。

将来存在する可能性のある動物は、専門家等へ相談すれば概ねわかるものと思う。

(委員) 動植物の調査については、一般的な調査範囲や調査のパターンはあるのか。

例えば、動物はどこまでが対象となるのか、また、昆虫なども対象となるのか。

(事務局) 昆虫も評価の対象としており、例えば、ギフチョウなどについて環境保全対策を検討している例などがあげられます。

既存調査の例として、環境省では、自然環境保全基礎調査として県土全域をメッシュ単位で区切り、種の存在についての基礎情報を作っています。

こうした既存情報を基に、国や県のレッドデータブックなどを参考に種の希少性について検討を行い、事業者やコンサルが実際に現地調査を行い、予測、評価及び環境保全対策を検討するという流れで環境アセスメントが進められます。

(委員) 西光寺という名称が出てきたが、これはお寺の名称なのか、また、西光寺が事業の実施に伴いなくなるということなのか。

(事務局) 西光寺とは、東広島市の白市駅の東方に存在する地区の名称のことで、方法書に対する住民意見では、この西光寺地区における環境保全上の配慮などが述べられています。

本事業では、ちょうどこの地区の辺りで鉄道が県道を高架でまたぐことになるため、騒音、振動や日照阻害などの影響を心配されているようです。

(委員) 文化財に関して、地上の建造物及び地下の埋蔵物に対する影響はないのか。

(事務局) 方法書の29ページに文化財の分布状況が記載してあります。

環境影響評価法では直接は文化財をその評価の対象にしておりませんが、県としては文化財保護の重要性に鑑み、こうした点についても記載を求めているところです。

また、県の環境影響評価条例では文化財を対象としており、以前条例に基づき手続きが行われたリニア鉄道の方法書では、文化財について記載を行っているところです。

文化財の担当課に確認したところ、事業者から文化財の保全等について相談を受けており、事業者が文化財を避けるよう線形を検討しているという話を聞いています。

(委員) 東広島本郷忠海線が景観の調査地点となっているが、ここには何かあるのか。

(事務局) 実際には、集落と県道があるだけだと思われます。67ページに景観の調査地点が記載されています。

以前の環境アセスメントで対象とする景観では、不特定多数の者が景観を眺めに来る山の展望台などを中心に調査地点を選定するのが一般的でしたが、この方法書では東広島本郷忠海線が選定されています。

これからの環境アセスメントでは、日常生活における自然との触れ合いといった観点まで検討の対象が広げられており、この地点が地域住民の方の視点を反映して調査地点として選定されたものであれば、その選定理由を明らかにして景観について検討を行うよう意見することを考えております。

(委員) 理由が書いてないわけですね。

(事務局) そうです。そのため、選定理由を明記することを求めたいと考えております。

(委員) 竹林寺の展望台などが選定されているのは、どのようなことからか。

(事務局) これまでにもよく行われてきたことですが、展望台というものは不特定多数の者から利用される場所なので、そこからの景観に配慮することは重要であると考えられます。

また、ここは県立自然公園内でもあり、特に重要な視点場のひとつと考えられます。

- (委員) 調査地点名として、東広島本郷忠海線というのは適当でないのでは。
- (事務局) この名称で地域の方々にその地点が認識していただけるのなら支障はないものと思いますが、本来「〇〇線」というのは地点を示す用語としての確ではないので、良い名称があれば、準備書の段階で選定理由の記載と併せて、検討するよう事業者に伝えます。
- (委員) この地点の選定については、具体的な理由を書いてもらうということですね。
- (事務局) はい。理由の記載を意見するとともに、名称の検討を口頭で伝えたいと思います。
- (委員) 事業により消失する場を代償して新たに触れ合い活動の場を作っても、地域の住民の方々にほとんど利用されていないという事例をよく聞いたりする。  
地域の住民に配慮して、どのような場を作るか工夫する必要があるのではないか。
- (事務局) 御指摘のとおり事業者側だけの思いで作っても、地域住民の方に利用していただければ意味がないため、最近国土交通省などでは、パブリックインボルブメントという手法を取り入れて、事業者が計画段階で住民の方と話し合いの場を設けて、事業計画に住民の意見を反映させていくような取組が行われている。  
事業計画を検討する際、事業者だけの思いでなく、住民の方の意見を取り入れながら進めていくことというニュアンスを、意見に盛り込みたいと考えます。  
代償的な施設を作るか否かは今後の検討となりますが、必要に応じてこのような手法を取り入れながら考えていくべきものと思います。
- (委員) 一度壊した自然を元に戻すことは大変なので、十分に調査をしていただきたい。

以上のような各委員会からの意見を踏まえて必要な修正を行い、部会の結論を取りまとめて審査会に報告し、審査会の答申の手続きを行うこととなった。

(以上)